

青森県報

第二千七百七十四号

平成十五年五月十六日(金曜日)

目次

告 示

漁船保険付保義務の発生……………	(水産振興課) …… 一
公有水面埋立ての免許の出願の要領……………	(漁港整備課) …… 二
右 同……………	(同) …… 三
公 告	
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………	(文化・スポーツ振興課) …… 三
右 同……………	(同) …… 四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(健康福祉政策課) …… 四
右 同……………	(同) …… 五
河川整備計画の案の縦覧……………	(河川砂防課) …… 五
右 同……………	(同) …… 五
出先機関	
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(農林水産事務所) …… 六
右 同……………	(同) …… 六
土地改良区の役員の退任……………	(農林水産事務所) …… 七

土地改良事業の工事の完了……………

土地改良区の役員の就任……………

土地改良区の役員の退任……………

土地改良区の役員の就任及び退任……………

公安委員会

型式の検定適合遊技機……………

(生活安全課) …… 九

告

示

青森県告示第三百五十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十五年五月十六日

青森県知事 木村守男

発起人の住所及び氏名

加入区の名

下北郡大間町大字奥戸字向町七八番地三	坂本勝雄	奥戸
下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二番地七〇	小谷傳	
下北郡大間町大字奥戸字材木川目三〇番地	菊池市松	

青森県告示第三百五十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年四月三十日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、今別町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年五月十六日

青森県知事 木村守男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一、九の一、五の一、九二、四及び九三の地先公有水面

2 区域

次の ①の地点から ②の地点までを順次に直線で結んだ線及び ③の地点と ④の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 一本木港砂ヶ森北防波堤灯台（北緯四一度一三分二五秒、東経一四〇

度三分五五秒）から一九五度〇一分一七二・九二メートルの地点

の地点 ①の地点から一八〇度〇二分七・五九メートルの地点

の地点 ②の地点から二七〇度〇二分九四・〇〇メートルの地点

の地点 ③の地点から二四七度一八分二〇・一五メートルの地点

の地点 ④の地点から二七五度二七分二九・六一メートルの地点

の地点 ⑤の地点から七度三三分四〇・九一メートルの地点

の地点 ⑥の地点から八〇度三二分七・五七メートルの地点

の地点 ⑦の地点から一八〇度〇二分二九・二三メートルの地点

3 面積

一、五九三・八八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一、九の一、五の一、九二、四及び九三の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から②の地点までを順次に直線で結んだ線及び③の地点と④の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 一本木港砂ヶ森北防波堤灯台（北緯四一度一三分二五秒、東経一四〇度三分五五秒）から一九六度五七分一五三・六八メートルの地点

②の地点 ①の地点から一八〇度〇二分二七・五九メートルの地点

③の地点 ②の地点から二七〇度〇二分九四・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二四七度一八分二〇・一五メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二七五度二七分二九・六一メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から七度三三分四〇・九一メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から八〇度三二分七・五七メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一八〇度一八分二〇・二九メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一八〇度〇二分二・六七メートルの地点

3 面積

四、三九四・三九平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第三百五十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年四月三十日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、三厩村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年五月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡三厩村大字宇鉄字龍浜五九の四二、五九の一六及び一〇四に隣接する
国道三三九号並びに五九の四二の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡三厩村龍飛崎に設置された龍飛崎灯台（北緯四一度一五分三〇秒、東経一四〇度二〇分三三秒）から九二度〇〇分六〇六・〇九メートルの地点

の地点から八七度四九分一七・七七メートルの地点

の地点から一七七度四九分二三・七〇メートルの地点

の地点から二六七度四九分六・〇〇メートルの地点

の地点から三五七度四九分一四・六〇メートルの地点

の地点から二六七度四九分一四・三五メートルの地点

の地点 の地点から三五七度四九分六・一六メートルの地点

の地点 の地点から八七度四四分一・二九メートルの地点

3 面積

二六七・一五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡三厩村大字宇鉄字龍浜五九の四二、五九の一六及び一〇四に隣接する
国道三三九号並びに五九の四二の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からクの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とクの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡三厩村龍飛崎に設置された龍飛崎灯台（北緯四一度一五分三〇秒、東経一四〇度二〇分三三秒）から九二度〇〇分六〇六・〇九メートルの地点

イの地点 アの地点から八七度四九分二七・七七メートルの地点

ウの地点 イの地点から一七七度四九分三三・七〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から二六七度四九分二一・一〇メートルの地点

オの地点 エの地点から三五七度四九分二〇・〇〇メートルの地点

カの地点 オの地点から二六七度四九分九・二五メートルの地点

キの地点 カの地点から三五七度四九分一〇・七六メートルの地点

クの地点 キの地点から八七度四四分一・二九メートルの地点

3 面積

八三三・〇三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年五月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十五年四月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぬくもりの会

三 代表者の氏名

木村 泰造

四 主たる事務所の所在地

八戸市類家四丁目二の三

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及び周辺市町村を対象とし、障がい者に対して福祉に関する相談並びに情報の収集、提供、社会教育の推進を図る活動を行うと共に、地域住民との交流の場を設定することによって、福祉の心の輪を広げ、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年五月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十五年四月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おおせつからんど

三 代表者の氏名

向山 満

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字新井田字丑鞍森三二の九

五 定款に記載された目的

この法人は、オセツカを中心とした野生生物全般の生息環境（生態系）の保全を図り、生物多様性を維持すると同時に地域住民と環境との共生に関する事業を行い、環境問題の解決と持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年五月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 特定役務の名称及び数量

青森県立保健大学清掃作業等業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立保健大学事務局総務課

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

有限会社東北ビル綜合管理

六 契約金額

青森市松原三丁目一四の二七

七 契約の相手方を決定した手続

三千五百九十九万四千円

八 入札の公告を行った日

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十五年二月五日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年五月十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県立保健大学情報システム保守業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立保健大学事務局企画情報課
青森市大字浜館字間瀬五八の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十五年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士通株式会社青森支店
青森市長島二丁目一三の一
- 六 契約金額
四千五十九万七千二百円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成十五年二月五日

河川整備計画の案の縦覧

二級河川堤川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法（昭和三十九

年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年五月十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 縦覧に供する書類
1 河川整備計画の案に関する書類
2 懇談会に関する書類
 - 二 縦覧の期間
平成十五年五月十六日から同月二十九日まで
 - 三 縦覧の場所
青森県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所
 - 四 意見書の提出
関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。
1 意見書の様式及び記載事項
任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。
 - 2 意見書の提出期限
平成十五年六月五日
 - 3 意見書の提出先
青森県土整備部河川砂防課
- 河川整備計画の案の縦覧
- 二級河川奥戸川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。
- 平成十五年五月十六日

青森県知事 木 村 守 男

縦覧に供する書類

- 1 河川整備計画の案に関する書類
- 2 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成十五年五月十六日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

青森県県土整備部河川砂防課及びむつ県土整備事務所

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

平成十五年六月五日

3 意見書の提出先

青森県県土整備部河川砂防課

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森南部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

東地方農林水産事務所長 小野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	川村 彰一	青森市大字荒川字松尾六九	平成 一五・四・二就任
"	秋元 實	" 字筒井三八	"
"	手塚 憲一	大字浪館字平岡一三三三	"
"	川村 輝美	大字八ツ役字芦谷一六一	"
"	長崎 敏昭	大字大野字若宮五六の一	"
"	織田 忠雄	字山下六五の三	"

監 事 山田 芳一 大字荒川字柴田一七の一

理 事 佐藤 信一 奥野四丁目一五の三一

川村 彰一 大字荒川字松尾六九 一五・四・二退任

秋元 實 " 字筒井三八

手塚 憲一 大字浪館字平岡一三三三

川村 輝美 大字八ツ役字芦谷一六一

長崎 敏昭 大字大野字若宮五六の一

織田 忠雄 " 字山下六五の三

森 勘蔵 大字荒川字松尾五の三

佐藤 信一 奥野四丁目一五の三一

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、原別土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

東地方農林水産事務所長 小野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	小笠原 義一	青森市大字泉野字内野二五の一	平成 一五・四・二就任
"	星野 美次	" " 二四の六	"
"	鹿内 武安	原別一丁目三の八	"
"	森山 武二	原別六丁目七の三〇	"
"	小笠原 徳栄	大字泉野字野脇二五の一	"
監 事	鹿内 源次郎	原別一丁目四の二八	"
"	鹿内 悠喜	大字八幡林字熊谷八〇の二	"
理 事	小笠原 義一	大字泉野字内野二五の一	一五・四・二退任
"	小笠原 要一郎	大字原別字上海原一五五の七	"
"	鹿内 武安	" " 一五六の一〇	"

森山 武二	二	七九の一	"
小笠原 徳栄	"	大字泉野字野脇二五の一	"
鹿内 源次郎	"	大字原別字上海原一五六の四	"
鹿内 悠喜	"	大字八幡林字熊谷八〇の二	"

土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西
 八戸平土地改良区から、次のとおり役員の内退があったので、同条第十七項の
 規定により公告する。

平成十五年五月十六日

三戸地方農林水産事務所長 田 中正之

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理事	西村 達夫	八戸市大字尻内町字三条目一三	平成一五・四・九

土地改良事業の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、
 次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつた
 ので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

三戸地方農林水産事務所長 田 中正之

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業 六〇・一	田 子 町	平成一五・三・五

"	"	"	十四年災農用施設災害復旧事業	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
六〇・一〇四	六〇・一〇三	六〇・一〇二	六〇・一〇一	六〇・一四	六〇・一三	六〇・一二	六〇・一一	六〇・一〇	六〇・九	六〇・八	六〇・七	六〇・六	六〇・五	六〇・四	六〇・三	六〇・二	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一五・三・五	一五・三・一〇	"	"	"	"

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
六〇・一一六	六〇・一一五	六〇・一一四	六〇・一一三	六〇・一一二	六〇・一一一	六〇・一一〇	六〇・一〇九	六〇・一〇六	六〇・一〇五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市浦村土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

北地方農林水産事務所長 斉藤 剛

理事	役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
奈良 孝一			北津軽郡市浦村大字相内字山の井一七	平成一五・四・七

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

上北地方農林水産事務所長 山口 眞 誉

理事	役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
市村 辰三郎			上北郡下田町字染屋八〇の三	平成一五・四・二四

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

上北地方農林水産事務所長 山口 眞 誉

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び 退任 の 年月日
監事	馬場 秋夫	三沢市根井二丁目一一五の一	平成一五・三・二四就任
"	福田 岩五郎	六川目五丁目八六六の二	一四・一・八退任

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十條第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRデルデルモンスターS	サミー株式会社
"	CR原人WF	"
"	CR原人WH	"
"	CR・ブラボーファイブFJ	株式会社平和
"	CR・ブラボーファイブFS	"
"	CR深海伝説MR	株式会社サンセイアールアンドデイ
"	CRファイバービーチクラブJX	株式会社三共
"	CRファイバー神聖紀J18	株式会社ダイドー
"	CRファイバー神聖紀J19	"
"	CRハイスクール奇面組MX	マルホン工業株式会社
"	CRハイスクール奇面組HX	"

"	回胴式遊技機	山佐株式会社
"	メフィスト	岡崎産業株式会社
リュウゲウモノガタリX	チャンスタイムズ	株式会社エレコ

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭